企業・団体名（　山梨県社会保険労務士会　）

SDGs達成に向けた取組チェックリスト

・期待レベルが「基本」の項目（黄色マーク項目）は、必須記載項目です。
・期待レベルが「応用」の項目は、該当がある場合に記載してください。

様式第3号

【基本的な事項】

	カテゴリ	チェック項目 【SDGsの観点で市場・社会から期待される基本的な事項（例）】	期待レベル	・環境 ・社会 ・経済	具体的な取組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1	人権・労働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、人種、出身などによる差別がないことを確認している	基本	社会	・性別、年齢、人種、出身などによる差別は、労働環境で起こる場合がある。社会保険労務士は、雇用者と労働者の両方に対して、差別の防止や差別に対する対処方法についてアドバイスを提供する役割を果たせるよう、会員向けの研修会などを積極的に行って行く。また、総合労働相談所、社労士会労働紛争解決センター山梨、無料相談会等において、労使間におけるトラブルについて解決するサポートを行っていく。					○			○		○						○	
2		【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制が整備されている	基本	社会	・職場や社会全体でハラスメント問題を軽減し、より安全な労働環境を確保できるように、引続き社会保険労務士会がハラスメントについての啓蒙活動や各種研修を積極的に行っていく。また、総合労働相談所、社労士会労働紛争解決センター山梨、無料相談会等において、労使間におけるトラブルについて解決するサポートを行っていく。					○			○								○	
3		【労働時間】 ・過度な長時間労働が行われていない	基本	社会	・社会保険労務士は、長時間労働に関連する問題に対処し、雇用主と労働者の双方にとって公平な条件を確立する役割を果たさなければならない。引続き、労働法の専門知識とアドバイスができるよう、会員向けの研修会を実施するとともに、事業主向けのセミナー等を積極的に行って行く。								○									
4		【外国人労働者】 ・外国人労働者の差別、人権侵害がないことを確認している	基本	社会	・当会においては外国人労働者は所属しておりません。 ・但し、外国人労働者に対する差別を撲滅し、公正で包括的な労働環境を確保するために、社会保険労務士会として積極的な役割（啓蒙活動・研修など）を果たしていく。				○				○		○							
5		【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境が整備されている	基本	社会	・当会の職員の労働環境については安全で衛生的な労働環境が整備されている。 ・当会の労働条件審査推進委員会では、山梨県内の指定管理者及び地方自治体から事業の委託、請負の当事者となる事業者を対象に審査業務を行っている。			○					○									
6		【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良い環境で維持できるように施策を実施している	基本	社会	・当会では、メンタルヘルスに関する情報を労働者と雇用主に伝え、意識を高め、健康な労働環境を促進するための教育活動ができるよう、会員向け研修会などを積極的に行って行く。 ・無料相談会等により、メンタルヘルスで悩んでいる方への相談も実施していく。			○														
7		【ダイバーシティ経営の促進】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）を活かし、十分に活躍できる環境が整備されている	基本	社会	・当会における女性役員の比率が低いことが課題となっている。まず、女性会員が女性会員が行事（総会、互例会、研修会）へ参加しやすい環境を整える。					○			○		○							
8		【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等の組織の活性化に取り組んでいる	応用	社会	・従業員への健康診断の実施、会員への健康診断費用の補助などを今後も実施していく。			○					○									
9		【人材育成】 ・労働者に適切な能力開発、教育訓練の機会を提供している	応用	社会、経済	・会員には、各種研修会を実施して、必要な知識の提供等を行っていく。				○				○	○								
10		【雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿った対応を行っている	応用	社会、経済	・現状は正社員のみであるが、同一労働同一賃金等の原則に沿った対応を行う。								○		○							

11	環境	【廃棄物】 ・廃棄物の管理を適切に行い、また削減に努めている	基本	環境	・ペットボトルなどの分別廃棄は出来ている。今後は会議や研修会時のマイボトルの持参を推奨し、プラスチックゴミの削減を行う。											○	○		○			
12		【エネルギー】 ・自社のエネルギー使用量を把握し、エネルギー利用の効率化を進めている	基本	環境	・会員への紙ベースの広報物配付について、電子配付を推奨することにより、ペーパレス化を推進する必要がある。							○						○				
13		【温室効果ガス】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、削減を進めている	基本	環境	・現状当会事務所における温室効果ガスの排出量の把握は出来ていない。ビルの所有者とも相談し、電気使用量の削減に向けた方策を検討する。							○					○	○				
14		【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に努めている	基本	環境	・当会事務局においては有害化学物質は使用していない。			○			○					○	○					
15		【生物多様性】 ・自社活動が生物多様性や生態系に悪影響を及ぼさないよう配慮している	基本	環境	・当会の活動は生物多様性や生態系に悪影響を及ぼしていない。 ・但し、地域の清掃活動への参加や酒折駅周辺の清掃を行い、地域の美化に貢献することを検討していく。						○									○		
16		【水の管理】 ・自社の水の利用状況を適切に管理し、利用効率の改善に努めている	応用	環境							○											
17		【環境マネジメントシステム】 ・ISO14001または同等の環境マネジメント規格を取得している	応用	環境				○			○	○					○	○	○	○		
18		【環境情報開示】 ・自社の環境の取り組みに関する情報を収集し、開示している	応用	環境													○					
19		【再生可能エネルギーの利用】 ・再生可能エネルギーの利用を進めている	応用	環境								○						○				
20		【天然資源の持続的利用】 ・天然資源の持続的利用に配慮した調達を行っている	応用	環境													○	○	○	○		
21		【３Rの推進】 ・リデュース、リユース、リサイクルの推進を行っている	応用	環境							○					○	○	○	○	○		
22	公正な事業慣行	【汚職・贈収賄防止】 ・汚職・贈収賄を禁止する方針を掲げ、社員に教育している	基本	社会	・当会員社会保険労務士は全国社会保険労務士連合会が主催する倫理研修を5年に一度受講している。この研修の中で、社会保険労務士法などの法令遵守についての意識向上を図っている。																○	
23		【公正な競争】 ・不正競争行為に関与しない方針を掲げ、社員に教育している	基本	社会	・会員社会保険労務士は全国社会保険労務士連合会が主催する倫理研修を5年に一度受講している。この研修の中で、社会保険労務士法などの法令遵守についての意識向上を図っている。																○	
24		【知的財産保護】 ・知的財産を保護するよう、適切な取り組みを進めている	基本	社会	・企業や労働者が知的財産権を保護し、最適に活用できるように、就業規則の服務規律のアドバイスができるように、会員社会保険労務士に対して研修会などの開催を検討する。								○	○								
25		【個人情報保護】 ・個人情報を適切に管理している	基本	社会	・社会保険労務士独自の社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRPⅡ)の認証を推奨し、サポートのための情報提供および研修会を実施する。																○	
26		【紛争鉱物】 ・紛争鉱物を取り扱っていないことを確認している	応用	社会																	○	
27		【サプライチェーン管理】 ・サプライヤー、事業パートナー等に対し、人権侵害（低賃金労働、児童労働、劣悪な労働環境等）の防止、生物多様性や生態系への悪影響の防止、倫理面での適切な対応（ハラスメント・汚職・贈収賄防止）のための取組を要請している	応用	社会	・人権侵害（低賃金労働、劣悪な労働条件等）、各種ハラスメントへの対応などのアドバイスができるように、会員向けの研修会などの開催を行う。					○			○		○		○	○	○	○	○	○

28	製品・サービス	【製品・サービスの安全性】 ・自社の製品・サービスの安全性を確保するための仕組みを構築している	基本	経済	・年金、社会保険実務、労働保険実務等について講師派遣を行い、受講者の学習機会を確保するとともに質の高い情報提供を行っている。			○									○					
29		【品質保証】 ・顧客に品質のよいモノやサービスを提供するための仕組みを確立している	基本	経済	・働き方改革推進本部を設置して定期的なイベントを開催して働き方改革についての情報提供を行っている。 ・苦情処理窓口を設置して、サービスの向上に努めている。									○								
30		【環境配慮製品】 ・ライフサイクルで環境に配慮した製品の開発・設計を進めている	応用	経済、環境							○						○	○	○	○		
31		【社会課題解決製品・サービス】 ・社会課題を解決する製品・サービスの開発・展開を進めている	応用	社会、経済	・総合労働相談所、社労士会労働紛争解決センター山梨、無料相談会等において、労使間におけるトラブルについて解決するサポートを行っている。 ・無料相談会等においては、年金受給や労災等に関する相談にも対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	社会貢献・地域貢献	【地域への影響への配慮】 ・自社事業が地域に及ぼす影響に配慮し、適切に取り組んでいる	基本	環境、経済	・山梨県民祭のイベントに参加するとともに、山梨県社会保険労務士会の存在意義（パーパス）を伝える機会とする。 ・地域で無料相談会を開催して地域住民の悩み事を解決に導いている。				○					○		○	○		○	○		○
33		【社会貢献活動】 ・寄付、ボランティア等を含む、社会貢献活動に積極的に取り組んでいる	応用	社会	・今後は酒折駅周辺の清掃を２ヶ月に１度程度行い、地域の美化に貢献していく予定である。				○							○			○	○		○
34		【地域資源の積極的利用】 ・地域資源の積極的利用（地産地消、地産外商）を行っている	応用	環境、社会、経済									○	○		○	○	○				
35	組織体制	【法令遵守】 ・法令遵守の考え方が社内に十分浸透している	基本	社会	・当会員社会保険労務士は全国社会保険労務士連合会が主催する倫理研修を5年に一度受講している。この研修の中で、社会保険労務士法などの法令遵守についての意識向上を図っている。																○	
36		【内部管理体制】 ・経営理念（及びSDGsとの関係）・経営目標の社内への共有が行われている	基本	環境、社会、経済	・当会における現状のSDGsの取組について整理するために、「SDGｓマッピング」を作成した。会員に対して周知するために当会ホームページに当該「SDGｓマッピング」を掲載することを検討中である。								○	○								○
37		【法令遵守】 ・法令遵守が確実に行われるよう、体制・仕組みが整備されている	応用	社会	・会員に対する苦情は、苦情処理委員会で適正に対応し、全国社会保険労務士会連合会へ報告する仕組みが整備されている。 ・当会にも綱紀委員会が設置されており、当会独自の処分ができる体制・仕組みが整備されている。																○	
38		【組織体制】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に関連する事項に対応する担当、専門部署など体制が整備されている	応用	環境、社会																	○	
39		【リスクマネジメント】 ・法令遵守、環境安全衛生、労働環境などに関するリスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスが整備されている	応用	社会、経済																	○	
40		【企業の社会的責任】 ・企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対し、責任を持って対応するCSR（Corporate Social Responsibility）の取組を進めている	応用	環境、社会																	○	
41		【ステークホルダーとの対話】 ・ステークホルダーと対話し、自社活動のステークホルダーへの影響を把握し、適切に対応している	応用	社会																	○	○
42		【事業継続】 ・事故や災害などの発生に伴う事業中断を想定した戦略を立案している	応用	環境、社会、経済	・大規模災害時に社会保険労務士会が労働局・地方公共団体、他士業等と連携し、被災地域の復興を支援することが重要と考える。従って、個人や企業が災害から速やかに回復できるよう、災害時の緊急対応について情報交換が必要である。									○		○		○			○	
43		【事業承継】 ・事業承継に関する検討・対策を行っている	応用	社会、経済									○	○								○

【記載留意事項】
・「期待レベル」の「基本」の項目のすべてに「具体的な取組」が記載されることが登録の必須条件となります。なお、今回の宣言に合わせて、今後、取り組む予定のものにあっても「具体的な取組」を記載いただければ登録が可能です。（今後、取り組むものについては、「具体的な取組」の前に【予定】と記載してください。）
・「チェック項目」が事業形態上（個人事業主等）、該当しない場合には、「具体的な取組」欄に、【非該当】と記載し、あわせて、その理由を記載してください。
・「具体的な取組」には、チェック項目に関する具体的な取組を記載してください。　また、取組に関連する国際機関、国、県、市町村等の認証・認定等を取得している場合は、その旨を併せて記載してください。
・山梨県として力を入れている項目は、「山梨県総合計画（２０２１年改定版）」に掲載していますので、関連する「具体的な取組」がある場合は、記載してください。また、山梨県が取り組むＳＤＧｓに関する内容（水素・燃料電池、４パーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアなど）を活用している場合も併せて記載してください。（次項の【その他独自に行っている取組】も同様。）

【その他独自に行っている取組】

独自に設定したSDGsに資する取組	具体的な取組	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17